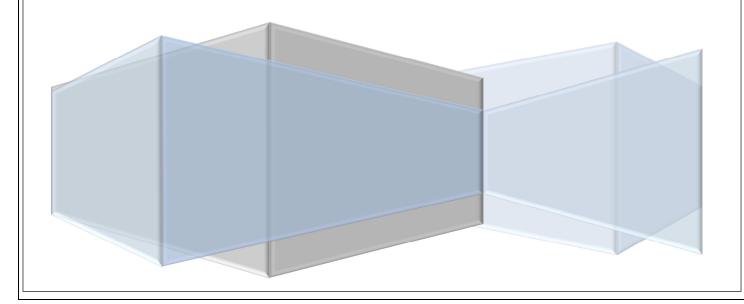
『改正貸金業法』に関する 経済的インパクトシミュレーションの 研究報告書

慶應義塾大学大学院経営管理研究科 特任教授 岩本 隆

(研究協力:青山社中株式会社)



『改正貸金業法』に関する 経済的インパクトシミュレーションの 研究報告書

慶應義塾大学大学院経営管理研究科 特任教授 岩本 隆

(研究協力:青山社中株式会社)

『改正貸金業法』に関する 経済的インパクトシミュレーションの研究報告書

慶應義塾大学大学院経営管理研究科 特任教授 岩本 隆 2013年7月5日

≪本研究報告書のサマリー≫

「改正貸金業法」(過払金返還請求を含む。以下、同じ)の施行が日本経済に与えた経済的インパクトは、 同法が施行されなかった場合と比較すると、以下の通りとなった

(注:下記、シミュレーション結果には、貸金業による本質的な付加価値(「機会獲得価値」、「レバレッジ 価値」として後述)や、過払返還請求による特有の消費性向は織り込んでいない。その分、保守的(小 さめ)の数値となっている点、ご留意頂きたい)

「改正貸金業法」による日本の GDP へのインパクト:

▲8~▲18 兆円

▶ 貸金の取引量減少に伴う消費額減少による GDP へのインパクト: ▲19~▲31 兆円

▶ 貸金業者の利息収入減少による GDP へのインパクト:

+ 2~3 兆円

▶ 過払金返還で債務者に資金還元されたことによる GDP へのインパクト: + 9 兆円

上記のシミュレーション結果から窺えること

「改正貸金業法」は返済能力と借入額とのコントロールが不得手な人に対して、借入実行に一定のハー ドルを設け、不用意に借入を実施しないための抑止力として、一定の機能を果たしたものと考えられる。 また、過払金返還請求によって、債務者に対して資金が返還され、消費に充当された部分については、 上記の通り GDP への貢献にもつながっている。しかし、このシミュレーションの影響額は、そういった 社会保障的な機能を超えて、本来、借入実行をしても問題ない人たちにまで、強制的に抑止力が働き、 一定の経済減退効果があったことを示唆するものである。この影響度合い・定量感が、「改正貸金業法」 が本来目的としていた「多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場の構築」の代償として適切 な大きさだったのかどうかについては、今後、議論すべき所である

さらに、「改正貸金業法」の規制別のインパクトの試算を行ったところ、以下のような試算結果となった。 (注: 各規制のインパクトの重複する部分も含んでいる。また、利息収入減少・過払い金返還の GDP イ ンパクトを含んでいない)

「改正貸金業法」の規制毎の GDP へのインパクト:

▶ 貸金業者に対する参入規制/監督の強化:

▲2 兆円

▶ グレーゾーン金利の撤廃:

▲19~▲28 兆円

総量規制の導入:

▲7~▲10 兆円

上記のシミュレーション結果から窺えること

「改正貸金業法」を主たる規制別に見ると、とりわけ「グレーゾーン金利の撤廃」の影響が大きい。 但し、この規制の影響は過払金返還請求の最高裁判決の影響も多分に含んでおり、一概に「改正貸金業 法」の影響とも言えない所である。とは言え、この部分に関する一連の処理が貸金業界にとって、最も 影響があったという事は上記のシミュレーション結果から窺える。このことは、司法の判断が経済に大 きな影響を及ぼしている所として、政策立案の際には、経済だけでなく司法をも含めた考察が必要とい う事を示唆していると考える

≪1. 本研究報告の背景と目的≫

「改正貸金業法」が本格的に施行され、3年を迎えた。 その間に貸金業界をはじめ、貸金サービスの利用者やそ の周辺業界では、同法の効果と影響を受けてきた。多重 債務を防ぐために導入されたこの法律であるが、日本経 済に与えたインパクトも無視できない。

この法制度の運用により、どのような影響が日本経済 に及んだのであろうか。ここで、事後的に法制度の影響 を定量的に分析し、経済的な視点から見えてくる法規制 の在り方を世に問うてみたい。

以前、消費者集団訴訟に関する定量的評価の分析を行い、これからの施行を見据えた法規制の経済インパクトをシミュレーションしてみたが、今回は、既に運用されている法制度の経済効果をシミュレーションする事で、さらなる法規制の有効な機能についての議論に資する材料が提供できればと考えている。この報告を通じて、「改正貸金業法」に留まらず、事後的に法規制の是非に関する議論が活発化し、その時々における経済情勢を見据えた法規制の在り方に関する議論が進めば、筆者にとってこの上ない喜びである。

≪2. 本研究報告書のシミュレーションケース≫

本研究報告書では、日本経済に与える経済的な GDP へのインパクトのシミュレーションとして、以下の 2 つのアプローチを採用した。

・アプローチ A:

「改正貸金業法」が日本の GDP に与えたインパクト のシミュレーション

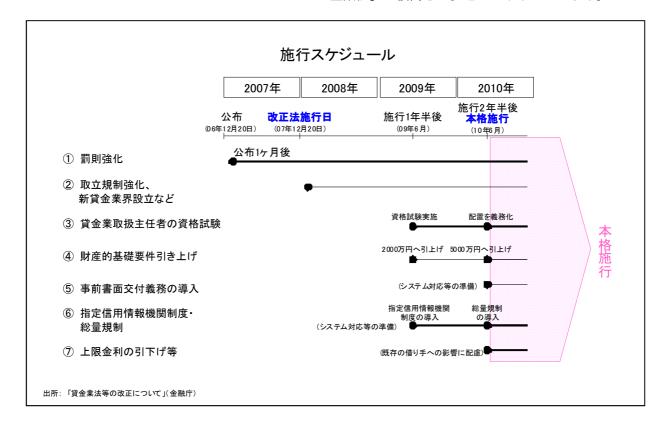
・アプローチB:

「改正貸金業法」の主たる規制として、以下の3つに大別した場合の、各規制がもたらす日本のGDPに与えたインパクトのシミュレーション

- 「1. 貸金業者に対する参入規制/監督の強化」
- 「2. グレーゾーン金利の撤廃」
- 「3. 総量規制の導入」

今回、上記2つのアプローチにより日本のGDPに与えたインパクトのシミュレーションを実施したのは、そもそも、この「改正貸金業法」が、全体としてどの程度の経済的インパクトがあったのかという点を定量的に示すのを目的としている所、さらに、その法規制の中でも、どの規制が一番の影響をもたらしたのかという点まで踏み込んで、定量感を示すことが、より一層の法規制の在り方に関する議論を活性化するであろうと考えたためである。

当然、貸金業法の各規制はそれぞれが独立で存在するわけではなく、各規制が相互に関連しあって、「改正貸金業法」の目的を果たすことが想定されていると思われる。しかし、その各規制のもたらす効果と影響度合いは、その規制の対象範囲や施行時期等によって当然変わってくる。ここではそれを定量的に示すことで、「改正貸金業法」の検討を一歩進めてみることとする。



≪3. シミュレーション実施の前提≫

アプローチA、Bの経済的シミュレーションを実施するに当たり、以下の前提をおいている。

1 過払金返還請求に関する判決との関係

- (1) 過払金返還請求に関しては、司法において多数の 判例が出ており、その影響もあってか過払金返還 請求に関する訴訟及びそれに類する行動は貸金 業界に多大なる影響を与えている。「改正貸金業 法」はその影響が出ている最中において公示、施 行がなされたため、「改正貸金業法」の他に、過 払金返還請求の判決も、当時の貸金業界に強い影 響を及ぼした事象に含まれると考えられる。ここ では、下記の理由からその影響も含め、いったん 「改正貸金業法」の GDP インパクトに含めてシミ ュレーションを進める
 - ① 過払金返還請求に関する判決は、貸金業界に強い影響を与えたと考えられる所、「改正貸金業法」の法規内容及び立法プロセス等に多大な影響を与えていると考えられる。そのため過払金返還請求の判決と「改正貸金業法」とは不可分の関係にあり、その影響度合いを一定の客観性を持ったうえで厳密に区分する事は困難であろうと判断したため
 - ② 金利の上限に関する規制が出来て以降、平均利回りは年々下落傾向にあり、業界全体として中長期的には上限金利規制が厳格化する事を想定し、事前に対応していたことが伺える。「改正貸金業法」がその規制を具現化したものと捉えた場合、過払返還請求に関する判例は、その動向を加速させる要因として考えることもできよう。実際、貸金業者が金利を下げるに至った直接的な原因は、当事者本人にしか分からず、複数の要因が絡み合った結果としての一面もあると思われ、この金利減少の要因を厳格に区分する事は、逆に実態に反する可能性があると判断したため
- (2) 過払金返還請求は貸金業界に負の影響を与えたと見る節もあるが、当然、その請求額は然るべきプロセスを経たのち(貸付残高と相殺される分もあるが)消費者に返還され、消費額の増加ひいてはGDPを増加させる効果を持っている。ここでは、過払金返還請求が消費額を増加させる効果もGDPを増加させる効果として、シミュレーションに含めている。なお、その際に消費に与える影響としては、通常の借入収入があった場合と同様とみなして処理している(過払返還請求額は、他の借入の返済に充てられる割合が多いとみる向きもあるようだが、その点は反映させていない)

2 現状と比較すべき経済状況

- (1) 今回、「改正貸金業法」の GDP インパクトをシミュレーションするに当たり、まずは「改正貸金業法」が施行されなかった場合の経済状況を想定した上で、現実の経済状況と比較し、その差分を算定する事でインパクトを試算している。このようなプロセスは、「改正貸金業法」の法施行がされなかった将来を予測する事になるため、一定の不確実性の余地は入るものの、「改正貸金業法」のGDP インパクトをより有意な数値にするものと判断して織り込んでいる
- (2) 「改正貸金業法」が無かった場合の経済状況を想定する際、現実の経済状況との差分から「リーマンショック」、「東日本大震災」の影響は別途考慮した上でシミュレーションしている。2006年の過払金返還請求に関する最高裁判決(平成16(受)1518)が出て以降、貸金業界に大きな影響を与えた事象としては、上記の2事象があると考えられ、純粋な「改正貸金業法」のGDPインパクトを試算するため、これら影響額を控除している

3 倒産や自己破産等がもたらす経済効果

(1) 「改正貸金業法」が日本のGDPに影響を与えた帰結として、従来の様にスムーズに借入を実行できなくなってしまう事で、法人/個人事業主が倒産する等といった経済活動を停止せざるを得ない状況に追い込まれる事も想定される。また個人レベルで言えば、自己破産等に陥る状況も想定されよう。GDP インパクトをシミュレーションする上で、こういった影響は、単なる取引額の縮小、消費額の縮小といったインパクトよりも大きな経済波及効果が存在するものと考えられる。しかし、その経済波及効果の程度に関して、客観性のあるシミュレート方法は確立されておらず、この度のシミュレーションでは、「改正貸金業法」が日本のGDPに与えたインパクトシミュレーションを目的としている所、試算には含めていない

4 貸付残高減少及び金利低下に伴う利息収入の減少

(1) 「改正貸金業法」が施行されなかった場合と比較すると、現実には、貸付残高の減少、及び金利の低下が起きており、貸金業者にとっては毎年の利息収入が減少していると考えられ、負の波及効果がある。一方、消費者にとっては毎年の利息支払が減少するので、その分の消費が増えるという正の波及効果がある。これを差分で考えると日本のGDP インパクトに対して正の影響となり、その点を試算に織り込んでいる

5 シミュレーション対象とする貸付残高の範囲

(1) 当シミュレーションでは、貸付残高の推移に注目 して試算を行っているが、その対象とする貸付金 は以下の業態としている

(分類は「貸金業統計資料」(金融庁)より)

- ① 消費者向無担保貸金業者
- ② 消費者向有担保貸金業者
- ③ 事業者向貸金業者
- ④ クレジットカード会社
- ⑤ 信販会社

いずれも「消費者向貸付」のみをその集計対象と している

なお、今回のシミュレーションの目的とは若干異なるが、上記の業態の貸付残高は 2006 年以降大幅に減少傾向にある。当法律案が議論されている際には、その減少した貸付残高は銀行貸付けによって補填されるという向きもあったようだが、実際の銀行貸付残高はそれを補填する程の増加はしていないようである

6 各規制がもたらす GDP インパクトの重複

(1) 「改正貸金業法」を構成する規制としては、大別すると「貸金業者に対する参入規制/監督の強化」、「グレーゾーン金利の撤廃」、「総量規制の導入」に分けられる。これら複数の規制が同一の貸金行為に対して制約を課した部分は大きく、その影響には重複する部分が存在する。しかし、一定の客観性を持ったうえで、どの規制がトリガーとなって貸金行為を控えるに至ったかを明確に区分する事は困難であり、各規制がもたらすGDPインパクトに対して重複部分を分ける事はしていない

≪4. GDP へのインパクトの算定プロセス≫

「改正貸金業法」の GDP インパクトをシミュレーションするに当たり、「改正貸金業法」が施行されなかった場合の経済状況を想定した上で、現実の経済状況との比較をし、2 つのアプローチでシミュレーションをしている。

以下、それぞれについて、その算定プロセスの概略を 説明する。

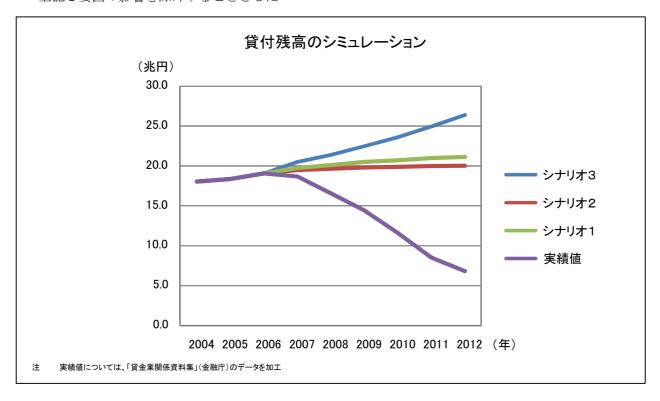
- 1 「改正貸金業法」が施行されなかった場合の経済状況のシミュレーションについて
 - (1) 想定シナリオ
 - ① 今次シミュレーションでは以下の3つのシナリオ を想定し、それぞれについて将来予測を行ってい る
 - I. <u>シナリオ 1</u>: 貸金業市場の飽和を考慮して 2006 年以前の成長率鈍化を織り込む。さらに、貸金業者側で市場飽和に対応し、成長率鈍化 に一定の歯止めがかかる事を想定した場合¹
 - II. <u>シナリオ 2</u>: 貸金業市場の飽和状況を考慮 し、成長率については 2006 年以前よりも鈍 化する事を織り込んだ場合²
 - III. <u>シナリオ 3</u>: 2006 年以降も 2006 年以前の 一定期間と同じ市場成長率を維持して成長 し続けるとした場合



¹ 貸金業者が設定金利を引き下げ、貸金利用者の拡大に成功した場合をシミュレーションしている

² 一人当たり返済可能限度額から、潜在的な貸金業の市場規模を推計し、想定市場規模まで逓減的に市場が成長するとしてシミュレーションしている

- (2) 経済状況に大きな影響を及ぼす事象の控除
- ① 将来予測を行う上で、以下の 2 つについては、 その経済に対する影響度合いが大きいと判断し てシミュレーションに反映させている
 - I. 「リーマンショック」
 - II. 「東日本大震災」
- ② なお、その影響度合いをシミュレーションする際、業界では貸付残高は家計の支出額に連動しやすい傾向にあるとの認識があり、ここでは、「家計最終消費支出」の増減との関係性から、上記2要因の影響を除外することとした



2 各アプローチの算定プロセス

アプローチA

(1) 消費額の集計:

ある一時点の貸付残高の増減額をもって、その一定期間における日本経済における消費額へのインパクトと読み替えている。貸付残高の増加は、その一定期間において、貸金利用者にとって手持ち資金の増加をもたらすことになる。借入には利息が生じるため、それより低い利率で預金等の金融資産に回す可能性は低いと考えられるため、全額にほぼ等しい金額が消費に回されたとみなして、その金額を日本経済における消費額へのインパクトとして計算している。

なお、ある一定期間内に借り入れた金額を、消費に回すことなくそのまま借入金の返済に充てられる場合も考えられよう(いわゆる「借換え」、「自転車操業」)。この場合、その一定期間においては消費に対する影響はないことからシミュレーションからは除外する必要があるものの、貸付金の増減で見てみると、その貸付残高を増減させないことから、その増減額を取る事で、目的は果たされる

(2) GDP への変換方法:

貸金利用者の資金利用用途に関するアンケート³ を活用している

- ① 借入がどのような用途に使われたのに関する アンケート結果を利用し、それぞれの消費額を 集計
- ② その消費額の増減額を持って、GDP への増減額 と読み替えている
- ³ 「貸金業者等動向調査事業 報告書」 (大阪府商工労働部金融室貸金業対策課、平成22年3月)及び 「平成23年度貸金市場に関する調査結果と今後の課題(案)」 (大阪府商工労働部、平成24年2月)より

(3) 経済波及効果の反映方法:

総務省統計局の産業連関表を活用している

- ① 上記で各種別の消費額を把握し、それがどのような波及効果を及ぼすかをシミュレーション した
- ② 産業連関表は、経済に与えるプラスの効果を計算するものである。ここでは、その消費額の増加があれば生じたであろう経済波及効果を、実際に生じなかったという機会損失的な意味合いとして捉え、経済に与えるマイナス効果として算出している
- (4) なお、消費額の計算に当り、貸付金がもたらす価値として、以下の2つのような価値があるものと考えているが、今次シミュレーションには反映させていない。以下にその価値及び反映させない理由を述べる。

① 機会獲得価値

必要な時(機会)に資金が確保できる事で、 消費を生み出す価値

I. 貸金業は資金ニーズのある元へ資金融通を 円滑化させることで、経済を活性化させる効果 を有している。つまり、貸金行為がある事で生 み出される消費が存在するので、その行為自体 に価値が存在するとも言えよう

この点、日本の GDP に与えるインパクトという視点で見た場合、ある資金ニーズを満たせず、 当人にとって消費ができなかった場合、他にニーズを抱えた消費者によって消費がなされる 可能性もあるし、一方で消費がなされない可能 性もある。

前者の場合は、結果として消費が実現したという事で日本全体に対する GDP に与える影響はない。後者の場合、結局その貸付に充てられるはずであった資金は消費に回らず金融資産として運用される事となる。この場合、消費に回った場合と、金融資産として運用された場合の経済波及効果の差分が GDP に与えるインパクトと考えられる

但し、後者の場合は GDP に対して与える影響は無いとは言えないものの、あくまでもその影響額は消費と金融資産としての運用した場合の差分に留まるものであり、影響は軽微なものと考えられるため、今回のシミュレーションには含めないものとする

② レバレッジ価値

借入を実施する事で、借入元本の何倍もの額の 消費を生み出す価値

I. 貸付には、その元本が消費額の一部の資金となり、実際にはその何倍もの消費を促すという効果が存在すると考えられる。確かに、一部の消費資金の補填として借入を行うことも無いとは言えない。しかし、その場合には実際の借入以外にも一定の収入がある事が前提となろう。こういった、消費額の一部分の補填に充てられるような借入の場合、他の収入からの返済原資の確保が期待でき、適時に返済がなされることから、GDPへの影響は軽微なものと考えられる

また実際に、そういった消費額の一部分の補 填に充てられるような借入のケースは全体の 借入の中では少ないという業界関係者のコメ ントもある。この点、厳密にシミュレートする ためには、消費者アンケート等を実施した上で、 その借入額の消費動向を把握する必要がある ものの、現時点では、その影響は軽微なものと してシミュレーションから除外し、今後の研究 課題として考えることとする

上記「機会獲得価値」、「レバレッジ価値」について、 幾つかの仮定をおいて試算した所、数兆円以上の GDP イ ンパクトがあるものと推計できた。しかし、その計算に は複数の仮定計算を前提としており、その計算結果自体、 恣意性を払拭することが出来ず、今回のシミュレーショ ンには含めていない。

しかし、上記2つの価値は、貸金業自体の本質的な価値であり、確かに存在するものと考える。その点、今回のシミュレーションは、保守的な(小さめな)GDPインパクトとなっている点に、御留意頂きたい。

アプローチB

「改正貸金業法」の主たる規制として、以下の3つに 大別し、各規制がもたらす GDP インパクトのシミュレ ーションを行っている

- 「1. 貸金業者に対する参入規制/監督の強化」
- 「2. グレーゾーン金利の撤廃」
- 「3. 総量規制の導入」

(1) 貸金業者に対する参入規制/監督の強化:

当該規制の影響により減少したであろう貸付残高は、 純資産 5,000 万円以下の貸金業者における「改正貸金 業法」が施行されなかった場合の貸付残高と、実際の 純資産 5,000 万円以下の貸金業者の貸付残高の差額と して算出している

- ① 規制を受けた実際の残高の試算
 - I. 2010年には純資産5,000万円以下の(小規模) 貸金業者が市場から退出を求められたため、 貸付残高はゼロになるとの前提のもと、貸付 残高は(小規模)貸金業者数の減少に応じて 推移するものとしている
- ② 「改正貸金業法」が施行されなかった場合に おける当該貸付残高の試算
 - I. 「改正貸金業法」が施行されなかった場合における純資産5,000万円以下の(小規模)貸金業者の貸付残高は、2006年時点における純資産5,000万円以下の(小規模)貸金業者の割合で2006年度の貸付残高は試算している。その後については、2006年度までの業者数の減少傾向が継続するものとして試算した

(2) グレーゾーン金利の撤廃:

当該規制の影響により減少したであろう貸付残高は、 金利 20%以上の貸付残高の減少分から、金利 20%未満 に引き下げたうえで貸付けを継続している分を控除す る事で試算している

- ① 規制を受けた実際の残高の試算
 - I. 各年度における金利 20%以上の貸付残高は 統計資料のデータを引用
 - II. 一方、金利を20%以下に引き下げた上で、貸付けを継続している部分については、過去の金利20%未満で借り入れている貸付残高の全体に対する比率を用いて差分で算出している
- ② 「改正貸金業法」が施行されなかった場合にお ける当該貸付残高の試算
 - I. 「改正貸金業法」が施行されなかった場合、 金利 20%以上の貸付が全体に占める割合は 一定との仮定のもと、アプローチAにて試算

した各シナリオの貸付残高に対して、過去の 割合を利用し算出している

(3) 総量規制の導入:

総量規制については段階的に法の施行がなされ、 2010年6月18日よりすべての規定が施行されている。 そのため、ここでは段階的施行の時期の貸付金影響 額と、本格施行後における貸付金影響額に分けて算出 している

- ① 段階的施行の時期の貸付影響額の試算
 - I. 総量規制の影響を受けて、1 契約当たりの貸付金額は減少したものと推測される。そこで、「改正貸金業法」が無かった場合における貸付残高に、1 契約当たりの貸付残高減少率を乗じることで、貸付残高への影響額を試算している
- ② 本格施行後における貸付影響額の試算
 - I. 総量規制に抵触するであろう債務者の割合 について市場推計値を参考にし、当該割合を 「改正貸金業法」が施行されなかった場合に おける貸付残高に乗じている
 - II. さらに、借入の返済能力が低い人に対しては、 積極的な貸付けも抑制されると考えられる ため、上記で算出した残高に、返済能力があ る人の割合を乗じて、貸付金残高への影響額 を試算している

(4) 各規制の GDP インパクトへの変換

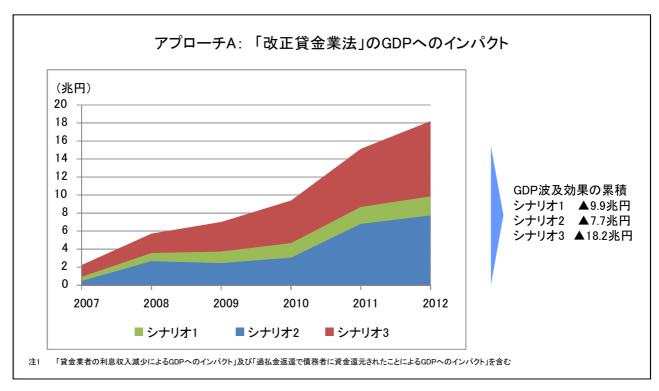
① 各規制について、上述のようなアプローチにより、貸付金残高差額を集計した後、『アプローチ A』と同様のプロセスにより GDP インパクトの試算を行っている

WIVE III O //	

≪5. シミュレーション結果≫

アプローチ A

シナリオ1: ▲ 9.9 兆円 シナリオ2: ▲ 7.7 兆円 シナリオ3: ▲18.2 兆円

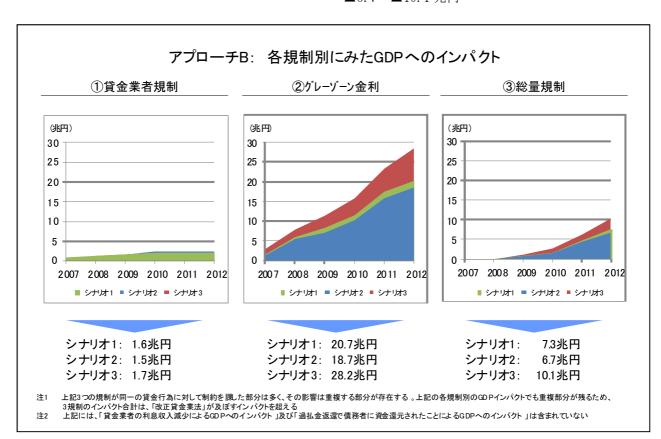


アプローチB

「1. 貸金業者に対する参入規制/監督の強化」: ▲1.5~▲1.7 兆円

「2. グレーゾーン金利の撤廃」: ▲18.7~▲28.2 兆円

「3. 総量規制の導入」: ▲6.7~▲10.1 兆円



≪6. 各規制及び法規制全般に対する洞察≫

- 1 貸金業者に対する参入規制/監督の強化
 - (1) この規制により、業者は著しく減少したものの、 1 社当たりの取扱高は少額であるため、全体で みるとそのインパクトは▲2 兆円程度にとど まる。これは、貸金業を支えていた中小企業が 数多く存在し、そういった企業群がこの規制に よって淘汰された事を示している。この影響は 特に地方で色濃く出ているとのコメントもあ り、例えば、本業は別にあるものの、その中の 一事業として貸金業を営んでいたような兼業 的貸付業者が、この規制で撤退したケース等が 想定される。マクロ的な視点からすると、他の 規制との比較では大きなインパクトではない が、業者数が相当数減少しているという事は、 GDP に反映されないものの相応の影響があっ たものと推測できる

2 グレーゾーン金利の撤廃

- (1) この規制は、対象となる個人の数そしてその金額ともに非常に大きく、そのGDPへのインパクトは▲19~▲28 兆円にのぼる。これは、貸金業者の約9割超は、この規制の対象となりうるゾーンで商売を成立させていた上に、その発端と考えられるのは2006年1月最高裁判決との見方もあり、影響が生じていた期間が比較的中長期にわたったことも、インパクトが拡大した要因と考えられる。
- (2) そもそも、貸金業者は、銀行と取引をしづらい 消費者に対して、そのリスクに応じたリターン を前提に信用を付与するという一面を持って いたと考えると、そのような高いリターンのゾ ーンにこそ、多くのユーザーが存在していたの は、当然の帰結である。
- (3) この規制の影響は過払金返還請求の最高裁判 決の影響も多分に含んでおり、一概に「改正貸 金業法」の影響とも言えないが、この部分に関 する一連の処理が貸金業界にとって、最も影響 があった事が伺える

3 総量規制の導入

(1) 規制対象となりうる人材は相当数おり、その影響額も▲7~▲10兆円程度にのぼる。この規制により借入限度額の上限にキャップが付された形になるが、依然としてその限度額内における借入実行は可能であるため、「グレーゾーン金利の撤廃」と比べると、影響は小さかったものと推測される。また、当規制の本格施行は

2010 年となるが、この運用には各個人別の貸付残高を把握する必要があり、そのインフラとなるシステム導入に時間を要したようである。結果として、その影響も後ろ倒しになった可能性がある

4 全体を通じて

(1) 「改正貸金業法」が施行されたことにより、返済能力と借入額とのコントロールが不得手な人に対して、一定のハードルを設け、不用意に借入を実施しないための抑止力は働いたものと考えられる。しかし、今次シミュレーションの影響額の規模を考えると、社会保障的な機能を超えて、本来、借入実行をしても問題ない人たちにまで、強制的に抑止力が働いてしまった形になっている可能性も十分にありうる

この点は、今回の分析だけで断定はできない ものの、法規制全体のインパクトの大きさから 推測できる内容としては、重要な論点であると 考える

≪Memo≫

≪7. シミュレーションを終えて≫

上記のような定量評価は、法規制について議論を進める際の優先順位や、フォーカスすべきポイントの明確化に役立てることが出来よう。定性的な議論のみでは、その優劣の判断や利害関係者の合意を取り付ける事が困難になる事があり、政策本来の内容ではなく、他の副次的な要因から意思決定がなされてしまうリスクもあるのではないか。また、議論が部分最適に終始し、全体としてどのような影響を及ぼすかといった視点での議論が不足するのではないか。そのような議論に一定の納得感を持った上での意思決定に資する情報として、本件のような定量評価アプローチの重要性が今後再認識される事を期待する。

また、今回のシミュレーションを実施するに当たり、 対象とする政策に対して、特定のスタンスは取るべきで はないと考えている。そこで、今回、対象の制度を多面 的に捉えるため、以下のような種々の関係各者の方々に インタビューを実施させて頂いていた。

- ✓ 貸金業界の関連団体
- ✓ 貸金業界に詳しいアナリスト
- ✓ 貸金の消費者利用状況に詳しい知見者
- ✔ 自治体担当者
- ✔ 貸金業法等規制担当者
- ✓ 消費者行政

このインタビューを実施する事で、各利害関係者の 方々の立場の違いがもたらす、当法規制への対応度合い を肌で体感する事ができた。本報告にあたってはその上 で、中立的な立場から制度を捉え、シミュレーションを 実施するように努めた。

≪Memo≫

[参考文献 及び 参考情報]

【金融庁及び関連官庁の本制度関連の資料】

- 「貸金業法等の改正について」(金融庁)
- 「貸金業者等動向調査事業 報告書」(大阪府商工労働部金融室貸金業対策課、平成 22 年 3 月)
- 「平成23年度貸金市場に関する調査結果と今後の課題(案)」 (大阪府商工労働部、平成24年2月)

【業界団体・有識者の本制度に対する検討資料】

- 「JFSA 白書 平成 20 年度版~平成 23 年度版」(日本貸金業協会)
- 「貸金業界の現状について」(日本貸金業協会、2009年11月)
- 「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査報告」(日本貸金業協会、2011 年)
- 「月次統計資料」(日本貸金業協会)
- 「日本の消費者信用統計 平成 25 年度版」(日本クレジット協会)
- 「上限金利規制が消費者金融市場と日本経済に与える影響」(早稲田大学消費者金融サービス研究所)
- 「消費者金融の上限金利等の見直し」(NIRA ケーススタディ・シリーズ)
- 「改正貸金業法は多重債務問題を解決できるか」(日本経済研究センター)
- 「消費者金融利用者の人物像調査」(NTT データ経営研究所、2012 年 8 月)
- 「改正貸金業法の経済効果と地域経済」(札幌大学飯田隆雄教授、 2011 年 3 月)
- 「債務整理事件処理の規律を定める規程」(日弁連ホームページ)
- 「リテール金融のイノベーション〜貸金業における自律的市場の創設に向けて〜」 (杉浦 宣彦・大槻奈那など共著、2013年)
- 「検証過払い─多重債務問題の解決にならない過払金返還請求の実態」(地域経済活性化研究会、2009年)
- 「『貸せない』金融―個人を追い込む金融行政」(小林 幹男、2009年)
- 「Q&A 改正貸金業法・出資法・利息制限法解説」(日本弁護士連合会上限金引き下げ実現本部、2007年)
- 「『弱者』はなぜ救われないのか―貸金業法改正に見る政治の失敗」(増原義剛、2012年)
- 「改訂新版 貸金業務取扱主任者資格試験 合格教本 完全施行対応」(田村誠、2011年)
- 「改訂新版・過払い金回収マニュアル サラ金 (消費者金融)・クレジット会社からお金を取り返す方法」 (名古屋消費者信用問題研究会、2010年)
- 「サラ金殲滅」(須田慎一郎、2010年)
- 「図解入門業界研究 最新クレジット/ローン業界の動向とカラクリがよーくわかる本」 (平木恭一、2011年)
- 「改正貸金業法 Q&A―内閣府令に基づく実務対応まで解説」(改正貸金業法研究会、2007 年)
- 「2010年6の月、500万人が夜逃げする」(水沢潤、2010年)

•

【試算あたって使用した政府・官公庁の定量データ】

- 「貸金業関係資料集」(金融庁)
- 「国民経済計算確報」(内閣府)
- 「平成 17 年産業連関表(34 部門別)」(総務省)

【その他】

- 「野村證券金融経済研究所 アナリスト・レポート」(2006 年 4 月)
- 「メリルリンチ アナリスト・レポート」(2012 年 10 月)
- 「金融ビジネス 2006年11月号」(東洋経済新報社、2006年)
- 「サラ金消滅 ローン難民」(週刊ダイヤモンド、2010 年 7 月 31 日)

≪Memo≫

お問い合わせ:	
お問い合わせ: 慶應義塾大学大学院経営管理研究科	

